

予防接種に関する事務 特定個人情報保護評価書【全項目評価書】（素案）に対する意見募集の結果について

意見募集期間：令和4年4月1日（金）～令和4年5月2日（月）

提出者数：1名（メール）

意見数：1件

	意見内容	市の考え方
1	<p>新型コロナウイルス感染症予防接種のワクチンは、現在治験中で、安全性について、10年先まで確認ができていません。そのようなものを接種済み、非接種を識別するデータベースを作り管理するのは、間違いではないでしょうか。</p> <p>それから、マイナンバーで何事もひも付けて管理するのは、サイバー攻撃に脆弱な我が国ではあまりにも危険なので止めるべきです。個人情報を簡単に流出して問題になっている案件を全て解決して、全ての船橋市民のプライバシーを厳守してください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策のワクチンは、現在、ファイザー社、武田/モデルナ社等のワクチンが薬事承認され、臨時接種として使用されております。</p> <p>ワクチン接種記録システム（VRS）につきましては、ワクチン接種に係る問い合わせ等にスムーズに対応することや、転入者の接種情報を迅速に確認すること等、ワクチン接種の円滑化を図ることを目的として導入されており、未接種の方へ予防接種を強制することや、未接種の方への差別や不利益につながるなどにご利用することはありません。</p> <p>また、予防接種事務については、番号法第9条別表第1の10等に基づきマイナンバーを利用することができる事務とされおり、番号法、及び当市情報セキュリティ対策基準や個人情報保護条例等をもとに、特定個人情報の適正な取扱いを確保しているところです。</p> <p>今後も、特定個人情報の保護措置の重要性について十分な認識を持って適切に運用管理してまいります。</p>